

三宅村高濃度地区立入届出書

年 月 日

東京都三宅島三宅村長 あて

届出者住所
(届出代表者)氏名 印
電話番号

三宅村火山ガスに対する安全確保に関する条例第6条第1項第2号イの規定により、高濃度地区への立入りについて、村長に届け出ます。

場 所	三宅村 番地			
日 時	年 月 日	から	年 月 日	まで
	時	分から	時	分まで
目 的				
届 出 者	住 所	氏 名	電話番号	生年月日
備 考				

備考

- 1 高感受性者は届出の対象者となっていないので、注意すること。
- 2 目的欄には、農地及び樹木の管理等具体的に記入すること。
- 3 届出者欄には、届出者(届出代表者)についても記入するとともに、一括して届け出る場合には、全員について記入すること。
- 4 高濃度地区に立ち入る場合にあつては、この届出書の写しを持参すること。
- 5 届け出た場所以外には、立ち入らないこと。
- 6 届け出た日時を厳守すること。
- 7 届け出た場所に注意報及び警報が発令された場合にあつては、二酸化硫黄濃度の段階に応じた行動基準を遵守すること。
- 8 届出者が高感受性者となった場合にあつては、速やかに届け出るとともに、届出の必要な目的に係る高濃度地区への立入りを行わないこと。